

ASHIGIN
WEALTH
REPORT

ウェルス・レポート

2022.3.30

VOL. 8

経営者の相続は、ここに注意！

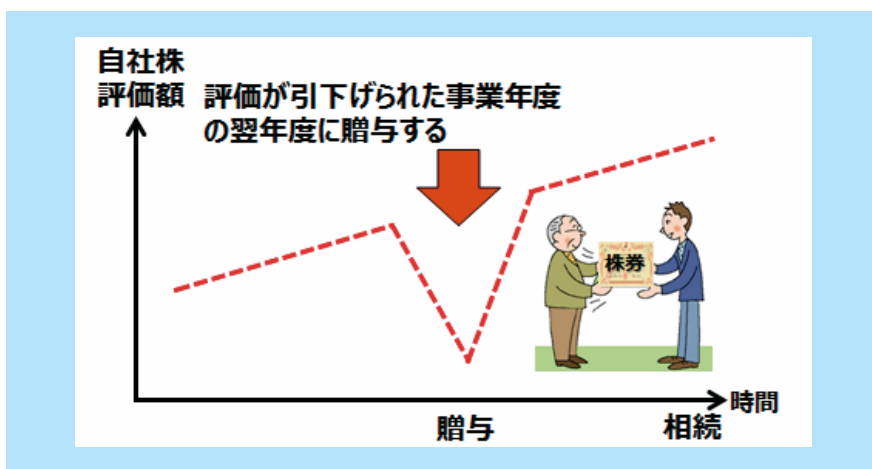
第2回 生前贈与を活用した自社株の承継

第1回では、「相続による自社株の承継」についてお伝えしました。第2回では、「生前贈与を活用した自社株の承継」について考えてみます。

自社株の生前贈与について

生前に後継者へ自社株を承継しようとした場合に、問題となるのが自社株の評価額です。業績の堅調な企業であると自社株の評価額も高くなり、贈与を受けた後継者が贈与税の支払いに苦慮するケースがあります。ここでは自社株の生前贈与に有効な2つの制度についてお話し致します。

一つ目は相続時精算課税制度についてです。相続時精算課税制度とは、60歳以上の父母または祖父母から20歳以上の子または孫に対し、贈与財産の価額について累計2,500万円まで贈与税の負担なく贈与ができる制度です。ただし、贈与者が亡くなった際には、当



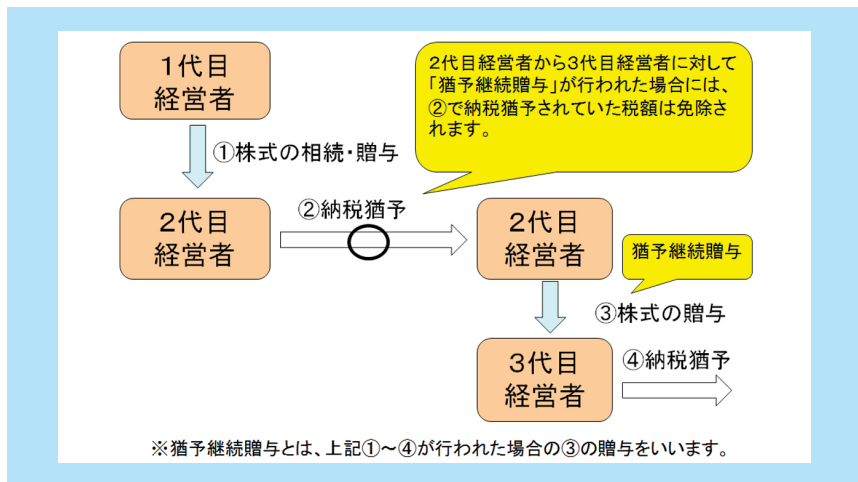
該贈与財産の評価額と相続財産の評価額とを合算して相続税額が計算されます。特徴としては、評価額を相続時ではなく当該贈与財産の贈与時の価額に固定できることです。業績が堅調で自社株の評価額の上昇が見込まれるのであれば、評価額が低いうちに後継者へ贈与することで、将来の相続税負担

を軽減できます。相続時精算課税制度を利用して自社株の贈与を行う場合、贈与をする直前期において自社株の評価額を引下げられるとさらに効果的です。たとえば、社長が引退する事業年度に退職金を支払うとします。そうすると、役員退職金は最終の月額報酬や役員在任年数等に応じて一定の金



足利銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ



額を費用に計上できるため、一時的に利益を減少させることができます。利益が減少することで、贈与をする際の自社株の評価額を引下げることができます。

二つ目は事業承継税制についてです。事業承継税制とは、予め都道府県庁より制度の認定を受けた非上場会社の株式等を後継者が贈与、相続又は遺贈により取得した場合に、一定の要件を満たすことで贈与税・相続税が猶予・免除される制度です。利用を促進するため、平成30年度の税制改正で10年間の時限措置として特例が

設けられました。具体的には、納税猶予の対象となる株式の制限（総株式数の3分の2まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%へ）等の措置が講じられています。特例措置を活用する最大のメリットは、相続税や贈与税の負担を大きく抑えられる点です。自社株を承継した後継者が、将来的に次の世代の後継者に自社株を承継すると、一定の要件のもと税金が全額免除されます。自社株の評価額が高い企業においては、大きな負担軽減が期待できるといえるでしょう。その他にも、本制度と合わせ

て、相続人全員および後継者全員の合意を前提として、贈与する自社株の評価を遺留分（兄弟姉妹以外の法定相続人に認められている、最低限度の遺産の取り分）の算定から除外する「除外合意」、遺留分を算定する際の自社株の評価額を予め相続人全員で合意した際の価額に固定する「固定合意」といった遺留分の制限に関する特例制度を利用することもできます。

事業承継税制の適用を受けするには、様々な注意点がありません。検討をされる際は税理士などの専門家にご相談下さい。

ご相談は最寄りの足利銀行へ

足利銀行では、企業オーナー様の事業承継から資産承継対策、相続対策に至るまで、トータルでのサポート体制を構築しております。ぜひ、お取引きの支店にご相談ください。

〈あしぎん〉では「相続」に関する各種ご相談を承っております。ぜひお気軽にご相談ください。

休日のご相談は「休日ウェルスサロン」をご利用ください

専門スタッフが対応

完全予約制専用相談ブース

休日に相談

相談無料

所在地 〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田 1-7-5 宇都宮西支店内(2F)

営業日 土曜日・日曜日 ■土・日以外の祝日は休業 ■12月31日～1月3日とその連続する休日、5月3日～5日とその連続する休日は休業

ご予約時間 ①10:00～ ②13:00～ ③15:00～

完全予約制となっておりますので、事前にホームページよりご予約ください。

<https://ashikagabank.resv.jp/>



相続のほかにも大切なおカネについて気になることは〈あしぎん〉にご相談ください

iDeCo NISA 年金 保険の見直し など

